

(案)

(仮称)都市計画道路環状3号線（汲沢地区）
街路整備工事(アンダーパス工事)に関する設計協力協定書

「(仮称)都市計画道路環状3号線（汲沢地区）街路整備工事(アンダーパス工事)」に関して、発注者 横浜市(以下、「甲」という。)、設計者 ○○○○(以下、「乙」という。)及び優先交渉権者 ○○○○(以下、「丙」という。)は、以下のとおり設計協力協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は「(仮称)都市計画道路環状3号線（汲沢地区）街路整備工事(アンダーパス工事)」において、甲、乙及び丙が協力して優先交渉権者の技術提案に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 本設計 (仮称) 都市計画道路環状3号線（汲沢地区）街路整備工事(アンダーパス工事) に係る設計
- (2) 本実施要領書 優先交渉権者を決定するためのプロポーザル手続にて公示された実施要領書

(調整・協力)

第2条 本設計の実施に係る甲、乙及び丙間の調整は、甲が行う。

2 甲が行う調整に対し、乙及び丙は、真摯に対応し、協力する。

(秘密の保持)

第3条 甲、乙及び丙は、法令等に基づく場合を除き、本協定に関連して知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又はそれぞれの承諾なしに第三者に開示してはならない。

(情報の共有)

第4条 甲、乙及び丙者は、本設計の実施に係る資料を共有することができる。

(役割)

第5条 甲、乙及び丙の役割は、本実施要領書に示す役割分担による。

(有効期限)

第6条 本協定は、本協定の締結の日から甲及び乙が契約する本設計の委託契約の完了日まで有効とする。

(その他)

第7条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じ甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙の記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
名称 横浜市長 山中 竹春

乙

所在地
名称
代表者

丙

所在地
名称
代表者